

(第七部)

第五回参議院大藏委員会會議錄第三十二号

(四一三)

昭和二十四年五月二十日(金曜日)午後
零時二十五分開会

本日の會議に付した事件

○小委員長の報告

○医薬品等の取引高税免除に関する請願(第四百八十三号)(第四百八十七号)

○医薬品類の取引高税撤廃に関する請願(第四百八十六号)

○取引高税撤廃に関する陳情(第二百八十一号)

○取引高税撤廃等に関する陳情(第二百二十号)

○埼玉縣飯能町に事務所設置の請願(第四百六十九号)

○中小企業金融改善に関する請願(第五百八十八号)

○産業金融政策に関する陳情(第三百五十八号)

○個人協力機復元資金融資に関する請願(第六百八十六号)

○山梨縣野之瀬村火災復興に對する融資の請願(第八百二十六号)

○炭鉱設備資金の融資等に関する請願(第九百三十二号)

○旧軍港地固有財産拂下げに関する請願(第八百四十四号)(第八百三十一号)

○第八百四十三号(第九百六十七号)

○瀬戸内海の水雷保險復活等に関する陳情(第三百五十六号)

○熊本市大江町元騎兵隊跡拂下げに関する請願(第九百六十一号)

○單一爲替レート設定に関する請願(第五百六十六号)

○單一爲替レート設定に関する陳情

(第七十六号)

○著作權相續税免除に関する請願(第九百七十一号)

○地方起債の償還期限延長に関する請願(第六百七十七号)

○生命保險契約者の利益配当開始延期に関する請願(第六百三十三号)

○洗濯加工を取引高税の対象より除外するの請願(第七百五十八号)

○佛画用金ばく配給及び使用許可に関する請願(第八百一十一号)

○文藝家に対する特殊所得税設定の請願(第九百七十二号)

○医師の所得税軽減等に関する請願(第九百九十六号)

○國營競馬資金に対する課税撤廃の請願(第九百二十六号)

○大蔵省設置法案に関する件

○日本銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○國立病院特別会計法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員(櫻井内閣) それではこれより委員會を開会いたします。最初に報告を九鬼小委員長からお願いたします。

○九鬼小委員長 それでは私からその経過並びに結果を御報告申し上げます。五月十四日に行なつた請願陳情小委員會における請願陳情の審議の結果を御報告いたします。

請願四百八十三号及び請願八百六十七号、請願一千七百七号は、いずれも医薬品等の取引高税免除に関する請願であり

ますが、藥事法に定められた医薬品、衛生材料及び医療品は疾病の予防治療及び手当に要する必需品であつて、それに課せられる取引高税は経済力に乏しい傷病者の負担となるのであるからして、取引高税を免除して貰いたいという趣旨であります。その必要を認めて採択した次第であります。

陳情二百八十一号取引高税撤廃に関する陳情、陳情三百二十号取引高税撤廃に関する陳情、取引高税はまじめな業者にとり利益を興えて中小企業を不当に圧迫するものであつて、取引高税を撤廃して貰いたいという趣旨の陳情でありましたが、廃止するのが妥當を認めましてこれを採択したのであります。

請願八百六十九号、埼玉縣飯能町に事務所設置の請願、埼玉縣飯能町地方は現在川越税務署の所轄下であります。極めて遠く住民は非常に不便を感じておりますので、滞納防止のため、飯能町に税務署を設置する必要があるという趣旨でありましたので採択したのであります。

請願五百八十八号、中小企業金融改善に関する請願、中小企業は最近融資難に苦んでおるので、商工中金の拡充、強化、日銀の中小企業融資の特別措置、預金部資金の融資等の措置を取る必要がありまゝです。採択しました。

陳情三百五十八号、産業金融政策に関する陳情、産業金融の便益は、融資方針が決定しない等のため困難に面しておるので、これが打開を図る必要があると認めて採択しました。

請願六百八十六号、絹、人絹織機復元資金融資に関する請願、本件は前回も出まして採択しましたので、今回も前回通り採択したのであります。

請願八百二十六号山梨縣野之瀬村火災復興に對する融資の請願、野之瀬村は火災により殆んど壊滅し、苦しんでおるので、趣旨におおむねに最低四百五十万円を融資することは必要であると認めて採択しました。

請願千三百三十二号、炭鉱設備資金の融資等に関する請願、基礎産業である炭鉱業は二十三年度下半期からの融資緊縮により関連産業への代金未拂、労賃の欠配などを來しておるから、融資対策に種々の手段を採る必要があるもので採択しました。

請願八百四十四号、請願八百三十一号、請願八百四十三号、請願八百六十七号、旧軍港地固有財産拂下げに関する請願、旧軍港都市の財政は極度に逼迫しておるので、その再起を図るため、同地の固有財産拂下げの資格を緩和し、又低額評價、賣拂代金納入上の便宜を図る必要があると認めて採択しました。

陳情三百五十六号、瀬戸内海の水雷保險復活等に関する陳情、瀬戸内海航行の必要は最近経済界の活性化に伴つてますます増大してゐるのであるが、触雷事件は頻りに生じてゐるので、触雷主の負担を軽減するため、低率な水雷保險の復活若しくは水雷による損害を、すべて國家において保障する必要があると認めて採択しました。

請願九百六十一号、熊本市大江町元騎兵隊跡拂下げに関する請願、熊本市大江町にある元騎兵隊跡の拂下げに關して、財務局の地價評價は極めて高價であるので、同地に住んでゐる職災者引揚者は困つてゐるのであります。そこで拂下げ價格を適正にし融資の方法も講ずる必要があると採決しました。

請願五百六十六号、陳情七十六号、單一爲替レート設定に関する請願及び陳情、單一爲替レート設定に當つては、中小企業に対する打撃を極力緩和し、健全な輸出貿易の振興を考慮されたいという趣旨であります。併し單一レートもすでに設定されたので不採決としました。

請願九百七十一号、著作權相續税免除に関する請願、著作權はそれ自身何ら資産としての機能をもつてゐるものではないので、相續税を免除されたいといふのであります。併し著作權は相續財産として規定されておらず、刊行されれば收入を上げるので不採決に決しました。

請願六百七十七号、地方起債の償還期限延長に関する請願、地方起債の償還期限は本年度より短縮されたので、地方公共団体等は苦しんでゐるので延長されたいとの趣旨であります。併し、新らしく定められた償還期限は三ヶ年乃至五ヶ年賦償還となつてゐるので、現在の情勢から止むを得ないものとして不採決に決しました。

請願六百三十三号、生命保險契約者

の利益配当開始延期に関する請願、生命保険の利益金を配当することは、時期尚早の感があるから延期されたいという趣旨であります。併し契約者に配当することは、保険の社会的使命達成と、契約者の利益擁護のため必要なこととありますので、不採決としました。

請願七百五十八号、洗張加工を取引高税の対象より除外するの請願、洗張加工は家内工業的な小規模なもので、経営者自身の技術又は労務でありますので、取引高税を免除されたいという趣旨であります。併し弊害なものといえますので、不採決としました。

請願八百一十一号、佛面用金ばく配給及び使用許可に関する請願、古代の美術保存及び藝術登壇の見地から、佛面用金ばくの配給及び使用を許可せられたいとの趣旨であります。現在の経済情勢からしては、到底余裕がないので不採決としました。

請願九百七十二号、文藝家に対する特殊所得税設定の請願、文藝家は非常に多くの経費を要するものであるから、特別の所得税を設定されたいとの趣旨であります。併し大蔵省当局では課税に当り、十分考慮しているのので、別に特殊所得税を設ける必要はないと認めて、不採決に決しました。

請願九百九十六号、医師の所得税軽減等に関する請願、医師は勤務階級の健康確保の見地から、採算を無視して診療を実施しているのので、所得税の軽減、特別所得税の全廃をせられたいとの趣旨であります。併し現在医師は相当の収入がありますので、不採決に決しました。

する課税撤廃の請願、國營競馬の賞金は個人総合所得に計算して所得税を課せられることになったので、競走馬の所有意欲を減退せしめているので、競馬の将来に一大危機を生ずるので、賞金の課税を撤廃せられたいとの趣旨であります。併し賞金は所得であり、課税するのは当然であると認めて、不採決に決しました。

以上を以て御報告を終ります。
○委員(櫻内辰雄) お語りいたします。請願陳情の小委員会における審査の結果の御報告は、九鬼小委員長の御報告を承認することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員(櫻内辰雄) では、議院の會議に付し、内閣に送付を要するものと決定いたしましたものと、議院の方の會議に付することにしたいと存じます。それでは午後二時から會議を開くことにいたします。それまで休憩をいたします。

午後零時三十分休憩

午後三時二十五分開会

○委員(櫻内辰雄) これより委員會を開会いたします。

○議下第一 ちよつと議事進行で発言を許して頂きたいと思うのですが、大蔵省設置法ですね。あれについて、

大蔵委員会は全然開議していないわけなんです。一應もう今になつて内閣委員會と連合というふうなわけにもなりません。内閣委員會がものを決するの、大蔵委員會が一應政府側の説明でも聞いて、或いは質問があつたら質問をして、大蔵委員として内閣委員會の方にこうあるべきだという何か意見を

開陳する必要があるのでないか。そういうことがいいと思いますが、肝腎の大蔵委員が大蔵省について何も知っていないというところはどうかと思いたすので、一應委員長において然るべく取計らつて頂きたいと思ひます。

○委員(櫻内辰雄) こうなつておりますが、向うの委員會にこちらから質疑することがあつたら質疑をしてよろしいということに委員長と了解してあります。それで大蔵省の設置法案を審議するときは、こつちに言うて来られると、こういうことになつておるのです。

○波多野 まだ何も言うて来ないのですか。

○委員(櫻内辰雄) 言うて来ません。

○波多野 まだ大蔵省設置法案は審議しないわけですか。

○委員(櫻内辰雄) 審議しないのです。

○議下第一 それでは合同の委員會を開いて、一緒に質問したらどうですか。

「賛成」と呼ぶ者あり

○議下第一 何も分らないからね。

○委員(櫻内辰雄) ではそういうふうに申入れましょうか。

○波多野 どうかせ我々の方でもそのときに質問を出して……

○議下第一 どうせならここで説明を聞きましょうか。

○委員(櫻内辰雄) ここで説明を聞いた方がいいですよ。連合委員會をやりますと向うが参つてしまふから……

○議下第一 それと私が考えるのは向うの委員會は今非常に、問題が問題

です。それから山積していると思う。それで例へば大蔵省設置法案の、向うの説明を聞くという時間が九時だとか何とかいう時間になつて、機会が與えられておるといながら実は與えられないという結果になる虞れがあります。場合によつてはここで聞くのが大蔵委員のためにいいと思ひますから……

「賛成」と呼ぶ者あり

○委員(櫻内辰雄) 皆さんの御希望がそういうふうでありますれば、申入れます。

○波多野 そうですね。御希望がそういうふうでありますれば、申入れます。

○波多野 そうですね。御希望がそういうふうでありますれば、申入れます。

○委員(櫻内辰雄) 當つててもいいです。

○波多野 向うで聞いて貰いますとね……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

○委員(櫻内辰雄) 向うで聞くと……

請願千二十六号、國貨馬貨金に對
問をして、大蔵委員として内閣委員の
方へにあらるべきだといふ何か意見を
向うの委員会は今非常に、問題が問題
結局は、当該期におきます日本銀行
○小川友三君 開通してちよつとお何

いいしますが、國債を償却する額と
いうのは、國債は今非常に安いのであ
りまして、その安いのを額面で買つて
おるかどうかといふことにつきまし
て、時價相場で、今市場の相場とい
うのは非常に安いのでありますが、その
安い相場でお買いになつております
か、額面でお買いになつております
か、これを一つ伺います。

○政府委員(國庫直轄) 日本銀行と
いたしましては、買入價格を大体決
めておまして、時價がそのとき例え
ば七十円とか、七十五円とか、時價と申
しますか、開價格と申しますか、ござ
いますけれども、それによりませ
ず、大体は發行價格から、まあ定期的
に償還のあれがございますから、その
償還年限によりまして換算いたしまし
た價格を基準にして大体買つておりま
す。

○小川友三君 そうしますと、國民が
税金を拂う場合に國債を買つた額面に
これを見るのが当然と思ひますが、こ
の解釈を一つ。

○政府委員(國庫直轄) 國債は、百
円の額面でございまして、發行いた
します場合には九十八円といふよう
なようにして出すことがございます
で、そういうような關係からいたしま
して、償還期日においては額面百円で
買入のが当然だといふことになりま
すが、その前におきましては、例えば百
円の國債が九十八円で發行されました
場合には、差額の二円といふものが
ございまして、この二円が、例えば償還
期限が十年でございまして、十年の間
に順次に償還されて行くような形で計
算いたしまして、それを以て当該年の
買入價格と申しますか、そういうよう
な定期制償還法といふような計算で
いたしております。それがやはり税金
のときや何か、そのときの大体價格
になるのが当然だといふことになるの
でございまして。

○小川友三君 そこで、そういう工合
に政府當局はやつて頂けるといふこと
を、各稅務署に御通知して貰いたいの
ですけれども、國債で税金を納める場
合は、今おつしやつたような計算で國
債を税金額に繰入れるようにというこ
とを御通知を願ひたいのですが、それ
に對して御答弁を願ひたいします。

○政府委員(國庫直轄) 私共から主
稅局の方にお話をよくお傳へいたした
と思ひます。

○小川友三君 そこで今の日本銀行の
御意見ですが、日本銀行のどういふ地
位の方でありますし、日銀總裁代
理ですな。

○政府委員(國庫直轄) いや私は大
蔵省でございまして。

○小川友三君 尙結構でございまして。
そこで、今稅務署では國債を持つて行
きますと、これを賣入價格で賦出し
て安く買つて國民に迷惑をかけてお
るわけでございまして。そこで、政府が賣出
した國債を、賦出した價格で納稅額に
繰入れるということは、國民の基本的
人權を侵しておるわけだし、又國家の
信用を傷つけておる点があるようにも
思ひます。日本銀行が償却し
て行く、今木村先生がおつしやつたこ
とに對して御答弁の通りの買入價格で
税金の對象にして貰いたいと、こうい
うことを是非實現して貰ひますよう
に、主稅局長さんでなくともあなたで
結構でございまして、大蔵大臣代理
で決めて頂きたいと思ひます。

○政府委員(國庫直轄) 日本銀行で
國債を買入れる場合の價格としては、
先程申し上げた通りでございまして、現
在のところでは、日本銀行では極く從
來小口のものを買上げておりました
けれども、現在原則といたしまして
國債の買入を中止いたしましたので
す。それから稅務署で納稅の場合に
國債を充當し得る場合といふものは、
確か法律で決つておる筈であります。
それ以外に嚴禁といふことに相成る
のであらうと思ひます。今度証券取引
所の再開その他で市場の價格が自然に
上りますれば、それが時價といふこと
になるだらうと思ひます。尙只今、日
本銀行で償却の基準にいたしました買
入價格よりも相當安い價格といふこと
に相成つております。

○小川友三君 そこで大きな問題にな
りますのですが、例えば一万円の國債
を一万円に通用しないように、二四割
引ですから、その割合は構ひません
が、二五割引以外にもつと安い相場で
しか國債は通用しないといふ現状は、
これは政府御當局の政策が、いわゆる
國家の經濟的信用維持に重点的に關心
を持つていらつしやるのに、國債面だ
けに對して、そうした國債がべらぼう
に安いといふような状態になつてお
ります。今電話國債は、三万六千円の電
話國債が大体二万二千円くらいで賣買
をされております。そういう工合に政
府の補償の國債が半値以下といふよう
な状態であることは、実に歎かましい
次第であります。これがやはり五千
円は五千円で買ひだけのことを、政府
でお買上げになつておりますれば、そ
れだけ政府は間違ひなく金を取つてお
るのでありますから、間違ひなく政府
が取つておる金の相場がしてないとい
うようなことでありまして、この点
がいよいよ非常な重大なことになつ
て、政府が買上げて行くといふこと
を、現に今木村先生の御質問に對して、
何億といふ莫大なものを買上げていら
つしやるのですから、その点につい
て一番疑問の起りますのは、安い國債
を額面で買つておつて、その間に誰が
儲けるかといふ問題ですね。國債を額
面で買つてしまふんですから……。そ
れを賣つた人が銀行とか、そういう保
險会社が非常な巨利を得ておるわけ
ですね。安いものを額面で賣つてしま
ふんですから……。この利益に對して、
いふゆる利益收得稅ですね、どうい
う工合にかけておりますか、一つ伺ひ
たいと思ひます。

○政府委員(國庫直轄) 只今ちよつ
と私申し上げようが惡かつたと思ひま
す。日本銀行で償却いたしております
のは、前から持つております國債の償
却をいたしております。買入は現在
のところ大体中止ということになつて
おります。尙今の利益の關係とか、そ
の他につきまして、私もよく存じませ
んの、主稅局の方に御趣旨のことを
お傳へしまして答弁して頂くようにし
ます。

○小川友三君 もう一点伺ひます。前
から持つておる國債といふのは、安く
買つた國債でしよう。つまり安く買つ
て、額面の何割引といふ大きな割引の
ある安いものを賣つて、それを現金で
償却しますと、その間に例えば十五億
のうちに、四億とか、三億の大きな額が
できますね。その儲けはどこへ、日本
銀行は計算に、その儲けをお入れにな
つておりますか。

○政府委員(國庫直轄) 日本銀行で
持つております國債は、大体發行の當
初日本銀行が引受けた國債でございま
す。

○小川友三君 そこで發行の当初以外
に、日本銀行開業以來國債を持つた餘
額はありますか。

○政府委員(國庫直轄) 日本銀行
は、その後においても若干買入れた國
債はあると思ひますけれども、それは
先程申し上げましたように發行價格から
利廻りの、定期利廻り償還方法によつ
て計算しました價格で買入れておりま
して、それは發行價格と、大体同じ基
準の買入價格でございまして、その間
に特別の利益といふものはないわけ
でございまして。

○小川友三君 その若干という額は、
日銀のことですから何百億という額に
上ると思ひますが、その額は是非、終
戦後で結構ですからお示し願ひたいの
ですが、終戦後何百億國債をお買ひに
なつておりますか。それがどこからお
買ひになつて、誰が一番儲けになつて
いるかといふことは分つておりますが
ございましてけれども、これは非常な
問題です。國債の賣買は、日銀が額
面で買つておるとなつたら、利鞘を受
けている者があるわけですね。それを一
つ、分つておりますから、時價も知つ
ておりますから、何の國債でも知つて
おりますからどうか一つ……。

○政府委員(國庫直轄) ちよつと只
今手許に資料がございせんから、調
べまして後程……。

○小川友三君 その資料は、実は國會
の会期が迫つておりますから、明日の

委員会までに間に合せて頂けましようか。

○政府委員(國庫直轄) 成るべく急いで調べるようにいたします。

○小川友三君 明朝までお願いいたします。

○本村義八郎君 只今の國債の償却ですが、大体五分五厘を基準にして償却しておるというのですけれども、今度これを又日銀がマーケット・オペレーションをやる場合、非常に儲かるのじゃないでしょうか。そんなに國債を浜山二十億も償却しなければならぬのか。それがどうも我々に合点行かないのです。なぜこんなに二十億も償却しなければならぬのか。大体國債については前に額面記載のことも認められておると思ひますけれども、それを我々から見ると、無理に利益を隠すために、無理にこういう償却をやつていふように見えるのです。こういう國家財政が困つておる場合に、納付金として当然納めなければならぬものを、ここに國債にうんと含みを持たせる意味において、無理に償却せられる、我々にはそんなに見えられない。なぜ二十億も償却せられるか、その点を一つ……

○政府委員(國庫直轄) 五分五厘を基準に取りましたのは、最近の國債の発行利廻りが大体五分五厘になつておりますので、日本銀行所有國債当初から発行されて、引受けております國債を、五分五厘の現在の発行利廻りのものと同様の評價額にする、これを基準といたしまして償却したのでございます。

○本村義八郎君 私そこが、五分五厘以外のものについて五分五厘にまで償却率を高めるといふのはそこに非常な含みがあるのです。そこが問題だと思ひます。なぜ五分五厘にしなければならぬか。今後金利の問題についても、大蔵大臣は段々下げなければならぬというよりなあれを持つておると思ひます。それから國債なんかでも、これは段々下げて行かなければならぬと思ひますけれども、何かそこに非常に無理して償却をしておるやうな感じが、我々どうも納得行かないのです。それから國債以外に何か償却しておりますか。

○政府委員(國庫直轄) 現在のところ、國債以外に償却しておるものはございせん。

○本村義八郎君 そりすると、先程二十億と申されましたが、これには資産償却として二十一億二千七百万円とありますが、これは全部國債ですか。

○政府委員(國庫直轄) その通りでございます。

○本村義八郎君 その点資産償却その他……

○政府委員(國庫直轄) 若干その他の償却がございす。

○本村義八郎君 それは何でございすか、一億七千九百万円……

○政府委員(國庫直轄) 只今至急取り調べておりますけれども、できませんでした……

○本村義八郎君 その点については又あとで……もう一つお伺ひしたいのですが、民間の銀行が國債償却する場合は、今、日本銀行がおやりになつたやうな基準で償却した場合、これは税をかけるとき、そういうことを認めますか。五分五厘の基準において償却を許すのですか。

○政府委員(國庫直轄) 民間の銀行が國債を償却いたします場合に、税金の上で損金と見なします基準は、時價のたしか五分が一割以下ということでございます。従ひましてこの五分五厘でいたしますと、大体八十五円程度になるかと思ひますが、時價は御承知の通りでございますので、民間銀行におきまして償却をいたします……その税、法上、税法ではございせんけれども、大体税の方で認めております程度までとすれば、これよりも非常に低く低い額になるというところになるかと思ひます。

○本村義八郎君 それで分つたのです、それで日本銀行は非常な脱税をやつておるのじゃないですか。

○政府委員(國庫直轄) 私の御説明が非常に悪かつたと思ひますが、日本銀行は概略申し上げたと八十五円まで償却をするというところでおるわけでありす。税法上民間銀行が認めておりますのは、むしろ現在の時價が七十円でございますれば、七十円の仮に五分引きといたしますれば、六十五、六円というところまで償却を認めるということになります。日本銀行はまだその意味におきましては含みとして二十円持つておる、こういうことになつております。

○本村義八郎君 次に伺ひたいのですが、経費についてお伺ひしたいのであります。経費のうちこの物件費が非常に殖えてゐるのですが、昨年の上期においては四億七千万円、下期においては七億八千万円となつておるのですが、この物件費の内容はどういうふうなものなのでしょう。

○政府委員(國庫直轄) 只今お話の物件費の中には、普通の物件費以外に戦災を受けた店舗の復旧費が相当多額に入つておりますけれども、その数字は今手許に持合せておりませんので、若し御必要でございましたら明日でもお伺ひしたいと思ひます。

○本村義八郎君 それ以外にはどうですか。戦災店舗の……

○政府委員(國庫直轄) 戦災店舗の復旧費以外に普通の調度、その他の建物、そういう普通の物件費として計上されるものす。

○本村義八郎君 二十三年上期においては、四億七千万円ですが、下期に七億八千万円になつておる。この中には戦災店舗復旧が加つてゐるやうに殖えた点もあるかと思ひますが、その他については、今建物とか、什器その他といひましたが、その他について詳細な報告書を願ひたいのですが、建物についてはどういふ建物を買つたとか、或いは土地はどういふ土地を買つたとか、そういうことがあつたら一つ詳細に、成るべく詳細に御報告願ひたいのであります。

○政府委員(國庫直轄) 先程の國債の利益についての関連した質問ですが、今度見返資金で六百二十五億くらいを復金の方へ登録公債で出して、それは直ぐ又公債償還の形を取つて整理するという建前になつております。そうしますと、その手持が、大体日銀の公債に当たるというやうな政府側の説明があつたのです、例えば六百億を一割五分だけ安く評價してあるものとすれば、そこへ九十億くらいの利益が一通に出てしまひますが、そういう際には日本銀行の経理としては臨時に出た、そういうものをきつちりと利益として出し

て、やはり税金の形として政府に還付するので、どういふふうになりますか。

○政府委員(前田克己君) 先般こちらの委員会でも、お答えいたしました通り、六百二十億の國債を見返資金で買ひまして償還をいたしますのは、これは復金債の償還に充てるわけでありす。日銀の手持の復金債は、特に償却をいたしてございせんから、そういう大きな償却益は出て参りません。

○本村義八郎君 併し今直ぐは國債は償還しないというから將來償還の問題が起ると思ひます。それからもう一つ、マーケット・オペレーションという、最近では國債で通貨を吸収するといふオペレーションはやらないかも知れませんが、將來そういう場合、國債はどういふ價格で民間に賣るわけなんでしょう。

○政府委員(前田克己君) 見返資金で相當の國債が償還になるということが予想されておるもので、最近國債の市價が多少、七十四合から上つております。従つて今後は、初めに考へておりましたやうな大きな償却をいたす必要はなくなつてと思ひます。併し現在積算の基礎にいたしております償却では、日銀の手持國債が大体八十五円平均くらいになります。これでありますと、只今のところそれがそういう早期償還を見越した場合は時價を下廻るというところはございせん。

それから第二の御質問のマーケット・オペレーションをやります場合には、これは買ひます場合も賣ります場合には、九十八円四で買ひ買ひをいたしますから、買ひます場合には非常に高いものを買ひますが、又賣る場合

に高いものを買いますが、又賣る場合

○政府委員(前田亮己君) 只今木村君は、どういふふうに御計算になつたか、お承知いたしておりますが、本年三月末の日銀の平均の給與水準は約八千九百円であります。ところがこの四月に昇給をいたしまして、その結果が大体九千五百円くらいになつておるのでございます。で、これが高いか安いという点につきましては、なか／＼で結構感なども考えなければなりませんので一概に言えませんのであります。

それに対して、三月末の職員の数
が七千九百八十人でありまして、割
りますと一月平均にいたしますと、一
万五千六百六十八円になるかと思
うのでござります。

○九鬼紋十郎君 私に質問したいのは
十三條の三の第四号であります
が、この商社という文句があるの
で、この商社というのはどうい
う意味か、はつきり分らないので
すが、法人の中にも商社がある
だらうし、個人の中にも商社
があるだらうし、個人の中にも

○九尾紋十郎君 二十條の四には内閣爲替というのがあり、二十三條には外國爲替とわざ／＼そういう文句が入つておるといふことを見ると、電信爲替を手形の中に入れるといふことは非常に無理に考えるが、どうでしようか。

○政府委員(國庫直屬官) お話のよゝに二十三條で外國爲替の賣買というところがございますが、外國爲替につきましては、二十條五号には入らないと考へてあります。ただ二十條の四

すなわちのてないと考えられます。そこで規定しておりまゝのはまあ公開場操作ということを考えられており、そのので、そういう関係から電信爲替ということをここに入れましてそういう解釈に一應いたしておるわけでございます。

○木村義八郎君 先の経理に関連し残つておるのでありますが、半期賞の中に理事その他の賞與はこの中につておるわけでありませうか。

のであります。そうして四年間の任世を讀了しないものが非常に多いものになつて、この條文を作る意味が非常な稀薄になつて、むしろ死文化したといふやうなことにも考えられるのでありますが、むしろこれは四年の任期を選了した者につきましても、同様金職關の地位を占めることができないとして禁止の規定を設けた方が却つてこの條文において趣旨に非常に適すると考へるのであります。それにつきまし

の御答弁を願いたいと思ひます。

○政府委員(愛知縣一君) これは一口に申しますと、アメリカの成文にならなりましたものでありまして、専任で立派な方に委員になつて頂きます場合は、非常な犠牲をお願いすることになるものであります。同時に或る程度短期間でお辭めになつた方が、再び金融機関にお入りになるという事はどうであらうかという事と、それから相當の犠牲を拂われて四年間も勤め抜かれた方については、それ程の必要はなからうという事と趣旨でございます。

○九鬼政十郎君 四年と二年或いは三年というものは非常に期間が違つておるといふか、何というか、四年の者は非常に十分に勤めた、三年の者はそうでないという事とは、常識上判断は不適当であると考えるのであります。今もお話のようにむしろ向うの連邦準備制度、理事会といったようなものの、ああいう制度を取つて来たとするならば、向うの任期というものは十四年間にわたつておるのであります。十四年間も永くずつと勤められたという事になれば、これは非常な功勞にもなるし、又非常に徳望のあつた人という事が言われますから、そういう意味におきまして任期満了した者については、勿論或る程度の恩典を蒙らして金融機関の地位に付くのも結構だと思ひますが、僅かに四年で以て辞める者に対してこの規定から外して置くというのはいふとどうかと思ひますが、その点御意見はどうですか。

○政府委員(愛知縣一君) その点は連邦準備制度の場合と年限の点において

は違ひが非常にございますけれども、考え方といたしましては日本の実情からいつて今十四年でという事なことはちよつと考えられもいたしませんので、考え方として十分お勤め頂いた方についてはそれ以上制限をするという事は、日本人的な感覚からいつてもどうかという事な点を考え合せたわけでございます。尚その後において更に就職の制限を置くという事な場合におきましては、その後の待遇等についておまことに考えなければならぬという事な實際上の難点もあるように考えましたので、大体アメリカの制度を倣ひましてどういふことにいたしましたわけでございます。

○黒田英雄君 日本銀行法の一部を改正する法律案につきましては、尙御質疑も多々あると思はれるのであります。が、この場合一時それを中止されまして、すでに御質疑も大体終了しておると思はれますが、國立病院特別会計法案をこの際上程されまして御審議を願ひたいという動議を提出いたしました。

○委員(櫻内辰雄君) 黒田君の動議であります。賛成の方があります。

○委員(櫻内辰雄君) 黒田君の動議は成立いたしました。それでは動議のごとく取計らつて御異議ございませんか。

○天田勝正君 この日本銀行法の質問はこれで打切るといふ意味だつたのですか、これを中止して置くという意味ですか。

○委員(櫻内辰雄君) 一時中止という事です。

○黒田英雄君 日本銀行法につきましてはまだ御質問が沢山あるように認めますが、これはちよつと中止して、御質問も終了になつておると思はれますので、國立病院特別会計法案をこの場合御審議を願ひたい、こういう動議であります。

○委員(櫻内辰雄君) ……では御異議ないと認めます。これより國立病院特別会計法案について御審議を願ひたいと存じます。御質疑がありましたら御質疑を願ひたいと存じます。

○小川友三君 答弁者は来ております。

○委員(櫻内辰雄君) 見えております。

○小川友三君 これは相當に反対のある法案であります。併しここになかなか非常に融通性のあるところが書いてありますので、この点につきまして

事務局長さんが見えておりますから伺ひますが、第九條に会計の負担において一時借入金をしてやり繰りをすることはできるという事が書いてあります。

○委員(櫻内辰雄君) ……これはこの許された範囲内のやり繰りが、もうちよつとそれ以上便宜上やり繰りをしたと云ふかという問題であります。この点につきまして伺ひ申上げます。これが許された範囲外でやり繰りができますならば、その点を一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(東條太蔵君) お答えいたします。勿論それは無制限という意味ではございません。許された範囲内という事に相成りますが、併しその額等につきましては財務当局とその都度よく打合せて不便のないようにするという話合ひになつております。

○小川友三君 これは平常の場合の御解釈と思ひます。緊急の場合が必ずございます。病院が焼けたとか、風水害の場合とか、そういう場合があつたときは緊急にこの予算以外に支出をしなければ附くことができませんから、私は政府委員のお話のようですが、そういう場合があると思ひます。

○委員(櫻内辰雄君) ……大蔵省において予算に余裕がある限りにおいては出せ、こゝろ思つておられますが、そういう工合になり、又病人が非常に殖えて、例へばコレラとかそういう特異の病気が殖えて國立病院が大きな収容をしなければならぬという事には、緊急予算とせられるというときには、緊急予算というものを大蔵省から取つて、そうして附つて行くという國立病院としての特異性、特別融通性というものがあつたと思ひますが、この点につきまして伺ひたいと思ひます。

○政府委員(東條太蔵君) 只今の第九條の第二項によりまして「当該年度内に償還しなければならぬ」といふ第三項によりまして「予算をもつて、國會の議決を経なければならぬ」となつておられますので、只今お話のように病院が焼けたから、風水害があつたからというので、それに必要と思はれるだけと云ふ「借入れができる」といふ事とは存じません。本年度におきましては、特別会計にありまして予備費を以て賄える範囲のものではないかと存じます。

○委員(櫻内辰雄君) ……この特別会計の出金は、一日の数が入院患者二万三千、外來患者二万三千、それを基本に

作つてあります。従つて患者数がそれより殖えました場合は当然支出が殖えて来るわけですが、さうなるときには不便のないように処置し得るようになつております。伸縮と申しますか、伸びる方は事業の伸びるに従つて大きくなり得るようになつております。

○小川友三君 ……先月の大蔵委員會のときに私はこゝろ大蔵大臣に質問をいたしました。こればかりでなく、いわゆる全体を含めた予算問題ですが、緊急の場合、風水害とかそういう以外に金を出せなくては間に合はなからう、大蔵大臣はそういう場合に必ず余力があるかと言つたところ

が、大蔵大臣にそれは予算があれば大いに申しますという御答弁を頂いておられますので、それであつたに伺ひます。とも無難大蔵大臣がその御意見でいらつしやるのですからして、それに

質問を始めたわけなのです。それで伸びるものは相當支出面を殖やすことができるという意味の御答弁を承りまして、そこで本案が相當にこの余裕を持つた特別会計面をいづゆる持つておるといふ解釈を以てよろしいのでございますか。

○政府委員(東條太蔵君) 只今のお説の通りに御解釈になつて結構だと存じます。

○小川友三君 分りました。

お出しになつたのではなくて、全般的の事をとお出しになつたと思ひます。併しながら全国各地に散在してある病院については、画一的にみんな同じようなコンジションにあるものではなくて、いろいろな場所によつて違つておると思ひますが、殊に特別会計になつた場合に、おの／＼違つたその病院ごとに特別会計をしなくてはなるのか、或いは全体的に特別会計で總括的に整理するものですか、それを先ずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(東郷太郎君) お答えいたしますが、予算といたしましては、只今申上げました通り、二万三千入院、二万三千外來といふうちに、全國國立病院を一本にいたしてあるわけでありす。勿論その基礎といたしましては、全國に九十八ヶ所あります國立病院につきまして、それ／＼の実績、資料等を参考にいたして作つてあるものでございまして、特別会計といたしましては、各個の病院が独立にいたしてゐる、全体をプールして考えるか、若しくは一つ一つで自分附いでやるかといふ御質問だと存じますが、これは全体をプールしてやるつもりであります。

○油井賢太郎君 病床の数なんか見ますと、大都会とか、或いは人口の多い箇所にある病院は余計あるといふものでもなく、まあ平均してあるように見受けられるのですが、その場合に、その病床が同じ病院であつても、地方にあるのと、或いは都会にあるのと設備や又建物等非常に懸隔があるものがあると思ひますが、又医者はあるとか、看護婦であるとかいろいろの点でも非常に差があるものではないですか。

○政府委員(東郷太郎君) 只今のお尋ねは、正にお述べの通りでございます。立地條件、或いはその病院の背景をなす地方の人口等も千差万別でございます。従つてこの特別会計につきまして、私共の考へておりますことは、全体として一般会計からの繰入れを二割五分といふものを予想いたしてありますが、どの病院についても画一的にさうな繰入繰出のバランスのあるものとは考へておりません。或る病院におきましては、これによりましてさういふ所があり得るかも知れませんが、或いは繰入繰出のバランスが取れるような病院もあるかと存じますが、本年の一月乃至三月の実績から考へまして、全体としてはこれだけの二割五分の一般会計からの繰入れを以て國立病院としての運営、使命を果すような運営をやつて行けるというところに結論が参つたわけでございます。従つてそれぞれの病院につきましては、その地方の実情に即したような、最もいい運営のやり方についての指示もいたさうと思ひますし、それについての十分の研究も進めたい、こゝういふつもりであります。

第七部 大蔵委員会會議録第三十二号 昭和二十四年五月二十日【金曜日】

いかと思はれるんですが、そういうところの調節はどんな場合にやつておられますか。

○油井賢太郎君 まあ只今質問申上げた中の非常に収益の上りそりな病院と、余り収益の上りそりないような病院と出るのをおの／＼から当然であります。そういう際において、同じ患者が同じ料金を拂つて、一方において非常に設備もいい、又優秀な医者がおるといふところにかかる思

者、又一方においては、余りそういう点に恵まれない患者とが出るだらうと思ひますが、そういうところの調節をお計りになるつもりがあるのか、それとも収入の面によつてどんな収益を上げるか、その設備も改良し、又い

○政府委員(東郷太郎君) 私共の方針といたしましては、いい病院へのみ設備若しくは人の整備をよくして、そうでない病院には薄くするという考へは勿論ございせん。今のうちに各地方によりまして同じ國立病院でありながら、その病院から受けるサービスの間に、これらの開きがあるといふことは、これは遺憾ながら事実であります。私共といたしましては、そのいわゆる比較的よくない病院のサービスと雖も、これが私共の方で申しております適正な医療といふ、この水準以上に出るよう、人員につきましても整備につきましても力を入れたいと思つておるのであります。尙言葉を変へますれば、比較的恵まれない状況にある病院に対しては、特にこれに厚くするといふくらい考へを持つておるのであります。

○油井賢太郎君 これはあなたにお伺ひしては、ちよつと回答にお困りになるかも知れませんが、収益の上り下りな又相当患者の多い病院を民間に拂下げるとか、或いは地方の自治體に拂下げるといふような御意があるか、そういう計画があるかどう

○政府委員(東郷太郎君) この問題は國立病院の將來といふことについての根本的の問題だと存じます。従つて私

が今ここで答へたいことは、現在医療局長としての私自身が考へておりますことで、厚生省としての總まつた意見であるとも考へられませんが、私といたしましては當分、當分と申しまして一年や二年ではなくも

つと長い、私の考へでは四、五年若しくは十年といふような年限の將來を見まして、この國立病院を地方自治體等に渡すといふことは、これは日本の國民医療の上から見て適當ではないと考へております。地方の財政状態等が余程よくなりまして、そしてこの病院の運営を、現在の國が國立病院に對してやりますよりも以上のことのできるという見通しの付きますまでは、これは國家において國立病院として運営して参るのがいいんだと思つております。併し結論的には、國民の医療の問題は、私の考へは二つ若しくは三つにならうと存じます。一つは、在來の日本の医療の主体をなしておつたいわゆる開業医、自由開業医の医者に國民医療の根本を置くか、若しくは公的医療機関、地方自治體を一つの單位として参る、その公けの医療機関を主体とするか、若しくはいづれも國有、そして國營の医療を以てやるかといふ三つにまあ大體分れると思ひのであります。が、私自身は、現在並びに近い將來の日本の状態から申しまして、この第二の問題即ち各地方ごとに一つの單位を形作つて、そして医療機関を整備して行くといふのが一番その実情に即しておると思ひのであります。従つて私自身の目標はそこに持つておりますが、併しながら現在の情勢は未だ地方にそれだけの完全な医療機関を整備し

て行くだけの力がないという見通しを持つておりますので、そういう事態の参りますまでは、この少くとも現在の國立病院はこれを國で運営して、そしてさうな時期の参るのを待つべきである、さうな考へを持つております。

○油井賢太郎君 先般この席で公聴會が行われましたとき、各方面の代表者が参つたのでありますが、殆んど口を揃えて特別会計に移ることを反対し非難しておるのであります。例えば事務員の代表といひ、或いは看護婦の代表といひ、又患者の代表も口を揃えて反対しておる。そういうときに政府側として、それ程反對されるものを強行せんとするならば、何故前以て國立病院の關係者一同の人に対して納得の行くように、もつと了解を付けておかれなかつたかといふことが甚だ懸念されるのであります。結局特別会計に移つたがために今までの憤慨であるとか不満足な点について、患者に対してサービスの低下といふようなことを來たしては、これは由々しき重大事だと思ひのであります。これに對して政府がそれらの人々に対して、偶然の一致か何か知りませんが、全面的に反對と見られるような態度をもつと柔らげておく必要があつたと思ひのであります。この努力をなされなかつた点が見受けられるのであります。如何なものでしょう。

○政府委員(東郷太郎君) この特別会計法に對しまして、各方面から反對の聲の非常に上つてゐることは私も勿論よく承知いたしております。又その反對をせられる理由として挙げられるものが、若しも國立病院の運営が特別会

七

計になつたがためにさうな結果に陥つてはならないといふことに対する、極めて重要な示唆であり、警告であるといふこともよく承知いたしておるのでございます。事前によく了解を得ておらなかつたことは、当局の甚だ遺憾であるといふお叱りを受けておるやうであります。結果としては或る程その通りで、私といたしましてもこれが各方面の了解を得て皆さんの御賛成を直ぐに頂けるといふふうなことであれば、尙幸福であつたと存するのであります。ただその反対の因になつておりますことは、これを要するに特別会計は即ち独立採算制である、従つて現在においては独立採算制でない、少くとも二十四年度はそうでない、一般会計の繰入れを認めておるが、これは順次繰り上げて、そして何年かのうちに独立採算制といふことに持つて行く前提であらうといふことを先ず立論の前提とされておる、そしてこれには反対であるといふ声が持ち上つたものと存じております。従つて当初から現在衆議院におきまして修正を見ておりますやうな法案の形になつておりましたならば、恐らく反対の声はか程までに多くはなかつたと私は存するのであります。即ち特別会計ではあります。一般会計の繰入れを前提とするものである、そして又特別会計になつたからといつて、いわゆる営利化するものではない、そのために、収益を上げるために汲々とするものではない、國立病院としては依然として、一般会計であつたときと同様に、一般大衆の医療機関としてのサービスを十分にやるものであり、又やれるものである、この点さえ明らかでありますれば、私は

反対論の殆んど全部は解消するもので存するのであります。私は十分に反対は承知いたしておりますが、結果としては、その反対において指摘されておりますやうな重大な欠陥を暴露しないものと信じておりますので、この特別会計法について賛行したといふやうな形にまで相成つた次第であります。○天田勝正君 私はこのままで行きますと、やがて討論になつた場合に反対せざるを得ないのであります。元來この特別会計の問題になりますのは、この條文のそのまゝの中にあるのではない、一般会計から特別会計という形に移した、それだけでは別に問題にならない。ところが過日の公聴会を聞いておりましたも、すでに政府はこの特別会計が通るだらうといふことからいろいろな通議を出しております。その通議に基いてやつた結果、結局大變これはやりにくい、つまりやりにくいといふのは今日までの患者の取扱ひから見れば、遙かに不親切にやらなければならぬ。その通議に合することができないといふ点を指摘して、それらの人達は反対しておる。これをただ條文に当て嵌めただけではそれは明らかにならないのであります。そして政府の意図が反対といふことになるのであります。例へば私はここでは條文に当て嵌めて質問申上げますならば、附則の第三項であります。政府は、この会計の歳入の財源に充てるため必要があるときは、当分の間……と、こう書いてあつて、一般会計からの繰入れを規定してある。ところがその十七條においては「看護婦養成の経費に充てるため必要な金額を……一般会計から、この会計に繰り入れることができる。」

こういうことが書いてある。本來今までのサービスを、更にそれ以上國立病院の使命を重視されてこの法案を出されるならば、私はむしろ附則でなしに十七條あたりに、この附則三項のこれをもつと讀みかたして、一般会計から当分繰入れる、而もその繰入額は今まで実施して参りました大体三割程度、この程度は繰入れる。こういうふうに明示して、看護婦養成といふやうなことに限つては又別に定めればよろしいのであります。こういうことが本文の方に書いてあつて、あべこべに皆が心配しております。一般会計からの繰入によるサービス改善或いは設備の改善といふ面は附則に落されておる。ここに政府の意図があるといふやうに考えられるのであります。そういうことからいたしまして、何故にそれらの規定を十七條なり、或いはもつと前の例へば第五條あたり或いは第六條の末尾でも、こういう規定をびたつと入れるといふ一御意図がないのかどううか。それから十八條の關係であります。それが実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。何かこの法文では分らない。こうした政令に譲られた点か一般患者に非常に不利になるのではないか、こういうやうなことも亦考へるのであります。そこで私は一体「実施のための手続」といふのは普通考へられる入院手續をこゝろするとか、或いは又診療を受ける場合の手続をこゝろするとか、その程度のことについて政令で定めるといふのか、もつと廣い意味の手続をこゝろの「その執行について必要な事項」といふことに含めるのだと現在政府は考へられておるか、この点を明らかにし

て貰ひたいと存じます。○政府委員(東條太蔵君) 只今の御質問の前段にお答えいたしますが、最初の原案の附則に入つておりますが、只今御指摘の第三項であります。この意味は決して一般会計の繰入をその中に廃めるといふのではないのであります。これでも一般会計の繰入を前提とする特別会計であるといふことは財務當局とも十分了解のことであります。併し尙一層明らかにしようといふ只今の御質問のやうな趣旨もありまして、衆議院の方におきましては、この附則が本則第十七條に入るように修正をせられておるのであります。私共といたしましてはその修正に対して大なる満足を感じたと申しますか、喜びを感じた次第であります。第十八條の問題につきましては当該大蔵省の係官からお答えいたします。○政府委員(佐藤一朗君) 只今の後段の御質問にお答え申し上げます。十八條にございましてこの施行手続でございしますが、これは只今御心配になりますやうな意味の荷くも実体的な規定といふものは規定いたす予定になつておりません。尙お諮りございしました入院手續の問題は、厚生省の方でこの運用の問題としておやりになる問題、或いは國立病院の方でその根本をお定めになる問題でございまして、ここにいわゆる実施手續と申しますものは、この特別会計は國立病院の特別会計としての計理に關する根本規定でございしますので、その下部規定といたしまして、例へば繰越計算書はどういうふうに出したらいふとか、或いは予算書の提出の方法はどうしたらいふかといふ

ふうな純計理、それも予算決算についての計理面の純手続規定を規定する、こういう予定でございまして。これは他の特別会計におきましても同様にすべし。この特別会計法として法律の下で政令を定めることになつております。それを御覽願うと大体他の会計と殆んど変わらないものであります。○波多野嘉郎 厚生省の医務局長が四月四日附で國立病院における診療費の取扱ひについてという通議を厚生省出張所長及び國立病院院長に宛てて出しております。今年の四月四日。この通議を見ますと、その意味するところは最後の二節にあると思ひますが、それを讀上げてみますと、從來実施していた入院料その他の診療費の割引は兩令これをなさないにつき、そういう意味につき念のために申添える、これに盡きていと思ひます。つまり今年の四月四日以後は入院料その他の診療費について、從來割引をやつておつたのを今後はこれを廃めろといふことであります。こういう通議はどういう意味でお出しになつたものであるか。先ずそれを一つお伺ひいたします。○政府委員(東條太蔵君) お答えいたします。御承知の通り國立病院におきましては、その診療費は社会保険の診療單價に則つてやつておるのであります。從來はそれを一割或は一割五分という割引をして來ておつたのであります。それを本年度からは割引を廢めて、社会保険の診療單價のままのものを徴収するといふことになつたのであります。このことは丁度これが特別会計へ切替の計画と同時に相成りましたので、何かそこに特別会計といふものとこれとが因果關係のある上

の点さえ明らかでありますれば、私はこの会計に繰り入れることができる。」

えられておるか、この点を明らかにし

の方法はどうしたらよろしいかという

いうものとこれとが因果関係のあるよ

りにお考えになると思ふのであります。併しながらこれは一般会計でありまして、本年度からはその割引を廃止するという方針で参つて来ておつたのであります。従つて特別会計であるが一般会計であるが、国立病院の診療費は割引なしのものにいたしたい、さうな意図を持つておるのであります。

○渡多野君 尙も一つお伺ひしたいのは、これは新聞の記事であります。併し厚生省の名前で出しておられますので、お伺ひしておきたいのは、今年の五月十一日の東京新聞の投書欄、声の欄に対してこういう趣旨の投書があつたのに、厚生省の医務局国立療養所課という署名で答弁をしておられます。その投書の意味は年度の国会で国立病院の特別会計制度と健康保険法一部改正が成立し云々と、もうすでに成立したというふうに読者の方では考へて、その結果自分達の診療を受けるに今後非常に苦痛が起きて来る。これは苦痛、病氣の苦痛以上の苦痛であるという事を訴えた。それに対して厚生省よりして、今の医務局国立療養所課から答弁をされている。その答弁を見ますと、今度国立病院が特別会計によつて運営されることになつたため、すでになつてしまつた。そのためいろいろ誤解があつて、そのため国立療養所でも特別会計になるのではないかと誤解があるが、そういうことはない。国立病院だけが特別会計になつたのだ、こういう答弁をたまたま見た。たま／＼見て、私はいろいろな感じに打たれたのであります。が、衆議院は通つたのであります。我々は今日尙この通り審議している。

こういうことを厚生省の役人の人が知らない筈はないのだが、すでに通つたものとして返事をしておられますが、こういうふうなことを今の通議とこれとは、やつぱり或る関連をどう持たせているというふうに解せざるを得ないのです。この答弁はどういうことなんでしょうか。どうしてあつたやうな誤解が起きているのですか。

○政府委員(東龍太郎君) 只今の投書の欄の厚生省の医務局国立療養所課から出した文書につきましては、誠に御指摘の通り、甚だ正確を欠いてお存じます。勿論それには国立病院の当該の課ではございませんが、併しながら医務局の一課として、或いは厚生省の官廳として、国立病院特別法案がまだ参議院において御審議中であるという事は重々承知いたして居る筈でありまして、それにも拘らず未だ形を述べなければならぬところを、すでに通過したというふうな表現を用ひましたことは、これは全く誤りでありまして、さういふ不正確な投書をいたしましたことに對しては私として重々お詫びを申し上げます。

それで只今の割引の廃止と特別会計との間に何らかの關係を持たせるやうな解釈ができるというお話であります。が、さういふふうになりませんでしたことは、これ亦甚だ私共といたしましては本意でないものであります。二十四年度が一般会計でありまして、割引を廃止するという事は前々からの考へ方になつておりましたのでございす。

○渡多野君 尙今年度一般会計から繰入れる額が六億幾らとなつております。まあ赤字が二五%だらうという計算

算になつて居るのであります。あの程度の繰入で以て昨年度と雖もすでに医療の給付、従業員の待遇等において憂慮すべきものが沢山あつたと思ひますが、その昨年度程度の医療の給付、従業員の待遇が確保されるお考えになつておいでになりますか。

○政府委員(東龍太郎君) さうでございます。その根拠になりましたものは、昨年度と申しまして、特に最近の一月乃至三月の各国立病院の実績を最も信頼すべき根拠として算出したしまして、そして昨年度同様医療給付をなし得るという見通しを付けているわけでございます。

○委員長(櫻内辰雄君) それでは本日はこれで散会いたします。午後四時四十九分散会。出席者は左の通り。
委員長 櫻内 辰雄君
理事 波多野 鼎君
黒田 英雄君
九鬼 敏十郎君
天田 勝正君
森下 政一君
玉屋 喜章君
西川 甚五郎君
木内 四郎君
油井 賢太郎君
小宮 常吉君
高瀬 莊太郎君
高橋 龍太郎君
中西 功君
木村 禮八郎君
小川 友三君
政府委員 大蔵事務官(主計局長) 佐藤 一郎君
法規課長

大蔵事務官 愛知 揆一君
(銀行局長)
大蔵事務官 西原 直康君
(銀行課長)
大蔵事務官 前田 克己君
(日本銀行監督官)
厚生技官 東 龍太郎君
(医務局長)

五月十九日本委員会に左の事件を付託された。
一、土地家屋整理土法制定に関する請願(第千七百六十六号)
一、医薬品等の取引高税免除に関する請願(第千一百一十号)
一、人造バターの物品税撤廃に関する請願(第千五百五号)
一、授産場の購入する必要原料、資材の取引高税免除に関する請願(第千九百九号)
一、授産場製品の取引高税免除に関する請願(第千一百十号)
一、重要産業労働者住宅建設資金融資に関する請願(第千一百十八号)

第千七百六十六号 昭和二十四年五月十日受理
土地家屋整理土法制定に関する請願
請願者 長野縣東筑摩郡本郷村大字浅間五一 赤羽多
知雄外五名
紹介議員 木内四郎君
土地及び家屋の異動を迅速適正に処理し、常に地籍及び家屋籍の現狀を明確にすることは、各種施策の実施、適正徴税のため極めて緊要である。しかるに、現行法令の複雑に加え、測量等専門的技術を必要とする關係上、申告手續の不備遺漏が著しく、これらの処理

に支障が大きいから、土地、家屋の異動を積極的に整理するため、すみやかに、土地家屋調査員を免許制とする「土地家屋整理土法」を制定せられたいとの請願。
第千一百一十号 昭和二十四年五月十一日受理
医薬品等の取引高税免除に関する請願
請願者 廣島市露町廣島製藥協会内 井上静夫外一名
紹介議員 今泉政喜君
藥事法に定められた医薬品、衛生材料及び医療品は、疾病の予防治療及び手當に要する必需品で、時には主食以上の重要性がある。しかし医薬品等に課せられる取引高税の負担者は即ち傷病者であり、経済力を失つて病床にあるときの負担であるため、物心両面に及ぼす影響は極めて大きく、又勤労者の健康維持改善、福祉増進に及ぼす障害はじん大である点等より、第三回國會において免税方を請願して両院において採択となつて居るのであるから、取引高税法の一部を改正して医薬品、衛生材料及び医療品の取引高税を免除せられたいとの請願。

第千五百五号 昭和二十四年五月十一日受理
人造バターの物品税撤廃に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋通り二ノ三日本人造バター工業会内 星野正夫外九名
紹介議員 木下源吾君
わが國經濟の再建に關連して、労働再生産の基調となる勤勞大衆の保健問題が大きく取り上げられ、國民の食生活

改善、即ち食用脂肪の多量供給の必要が叫ばれている現在、主食代替品である大造バターに、天然バター同様し好品しやし品として二十パーセントの物品税が課せられているのは極めて遺憾であるから、これを即時撤廃するたため、物品税法中第一條第一種戊類中七十四「バター、チーズ、クリーム及其ノ代用物」の下に「人造バターを除く」を加えられたとの請願。

第千百九号 昭和二十四年五月十二日受理

授産場の購入する必要原料、資材の取引高税免除に関する請願

請願者 愛媛縣宇和島市妙興寺前財團法人宇和島市民共済会内 松本良之助 外一名

紹介議員 中平常太郎君

授産所は、生活困難な貧困者、失業者、寡婦、虚弱者等を救済する社会事業施設であるが、資力が薄弱の上、國家の補助がないため、その経営は困難を極めてゐる。これらの社会事業は、國家の行うべき施策である点から、民間の社会事業團體の施設する授産所に對しては、地方廳の証明等適正な方法により、必要資材の購入分に限り、取引高税を免除せられたとの請願。

第千百十号 昭和二十四年五月十二日受理

授産場製品の取引高税免除に関する請願

請願者 岡山市上伊福岡山縣民生部厚生課内岡山縣授産場連盟内 加藤武徳 紹介議員 中平常太郎君

授産場は要保護者を收容して、これに

生業を授ける社会事業施設であるが、その製品は施設の性質上價格の点において、一般業者に圧倒されている現状であるから、これらの施設を保護するために製品價格を低廉にする必要があるため、授産場よりその製品を販賣する場合、取引高税を免除せられたとの請願。

第千百十八号 昭和二十四年五月十三日受理

重要産業労働者住宅建設資金融資に関する請願

請願者 大阪市浪速区日本橋筋三ノ四五日立造船株式会社厚生課内 佐竹渡

紹介議員 原口忠次郎君

現在大阪府下においては、十四万五千戸に達する住宅が不足している。殊に各種重要産業労働者の住宅難は深刻を極めてゐるので、生産能率の増進を阻害して、わが國産業復興に重大なる悪影響をもたらす結果となつてゐるから、とりあえず早急に建設供給を要する最少限度の労働者住宅および附屬施設として二十億円の融資実現を図りたいとの請願。

昭和二十四年六月二十日印刷

昭和二十四年六月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局